

教えて! 共済さん 14

3歳未満のお子さんを養育するときの制度

大丈夫!

安心してください!

3歳未満の子を養育している組合員の方は、
①育児休業中は掛金・保険料が免除されます。
 さらに、年金額の計算元となる標準報酬月額も、
養育特例を申請すれば、
②養育期間前と同額のまま年金額を計算できます。

育児休業中や
 短時間勤務で
 仕事に復帰したときは、
 社会保険料って
 どうなるんだろう!?
 いろいろ心配...

もうすぐ
 赤ちゃん
 生まれるよね~!

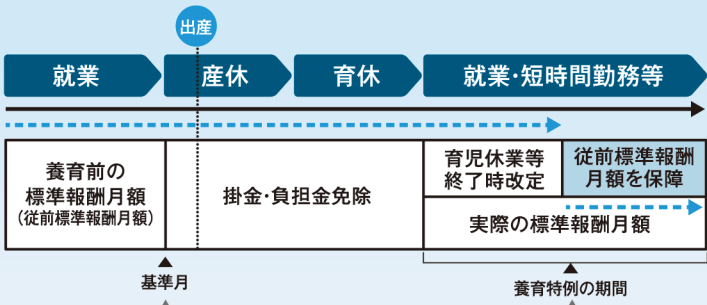
①育児休業等期間中の 社会保険料の免除

育児休業等をしている間の社会保険料が
 全額免除される制度。

②養育特例

養育を開始した日(※)以降の一定期間に
 ついて、養育期間前の標準報酬月額を
 適用して年金額を計算できる制度。

※子が出生したとき、子を養子としたとき、別居していた
 子と同居することとなったとき等



それぞれの適用期間は、図のとおりです。
 申請をご希望の場合は、
 共済事務担当課へご相談ください!

→ 年金額を算定するときの
標準報酬月額
 → 掛金等を算定するときの
標準報酬月額

さっそく申請
 してみるわ!

これは
 助かるね!

短時間勤務等により、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属
 する月の前月(基準月)の従前標準報酬月額を下回っているため、この額が
 年金額の算定上、保障される。

ポイント

短時間勤務や育児休業等の取得の有無に
 限らず、3歳未満の子を養育する方の標準
 報酬月額が減額となった場合は該当します。

元気が赤ちゃんを
 産んでくれたよね!

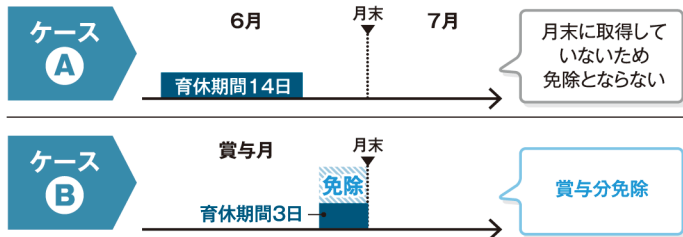


令和4年10月から 育児休業期間の掛金免除要件が見直し(予定)

短期間の育児休業について、月末に育児休業を取得していなくても、その月中に2週間以上育児休業を
 取得していれば掛金が免除されることとなります。



現状の短期間の育児休業



見直し後の短期間の育児休業

